

第2号様式（第3条関係）

越谷市行政財産使用料減免承認書

越経第1795-3号

令和5年(2023年)3月6日

一般社団法人越谷市観光協会

代表理事 江原武男様

越谷市長 福田



越谷市行政財産の使用料に関する条例第5条第1号に該当することにより、次のとおり使用料の減額・免除を承認しましたので、越谷市行政財産の使用料に関する条例施行規則第3条第2項の規定により交付します。

	種 類	☒ 土地 ☐ 建物 ☐ 工作物
	名 称	レイクタウン拠点整備事業（拠点施設用地）
行政財産	所在地	①レイクタウン四丁目1-3の一部 103.50㎡（持分10350/460037） ②レイクタウン四丁目1-4の一部 3918.82㎡（持分391882/428382） ③レイクタウン四丁目1-5 240.28㎡ ④レイクタウン四丁目1-6の一部 538.25㎡
	使用面積等	4,800.85㎡
	使用目的	観光・物産の振興並びに地域の賑わいと活性化のため
	使用期間	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
	減免区分	☐ 減額 () ☒ 免除
	減免前使用料	30,057,875円
	減免後使用料	0円
	備 考	

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して8か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。